

平成20年第5回玉城町議会定例会会議録(第3号)

1. 招集年月日 平成20年9月17日
2. 招集の場所 玉城町議会議場
3. 開 会 平成20年9月19日
4. 応招議員
1番 小林 一 則 君 2番 風 口 尚 君
3番 山 本 静 一 君 4番 高 木 市 郎 君
5番 鈴 木 加 奈 子 君 6番 東 谷 富 雄 君
7番 小 林 豊 君 8番 中 瀬 信 之 君
9番 山 口 和 宏 君 10番 奥 川 直 人 君
11番 野 口 繁 君 12番 川 西 元 行 君
13番 前 川 夫 君 14番 中 野 勇 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名
町 長 辻 村 修 一 君 副 町 長 坪 井 信 義 君
教 育 長 見 並 健 一 君 会 計 管 理 者 森 島 千 里 君
総 務 課 長 中 郷 徹 君 税 務 住 民 課 長 松 田 幸 一 君
生活福祉課長 林 裕 紀 君 上 下 水 道 課 長 小 林 一 雄 君
建設産業課長 前 田 浩 三 君 農 林 商 工 課 長 田 畑 良 和 君
教育事務局長 辻 誠 君 総 務 担 当 課 長 補 佐 田 村 優 君
政策財政課長補佐 中 村 元 紀 君 病 院 老 健 事 務 局 長 田 間 宏 紀 君
教育委員長 松 田 隆 作 君 監 査 委 員 松 田 隆 生 君
9. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 大 南 友 敬 君 同 書 記 高 井 美 江 君
同 書 記 中 川 泰 成 君
10. 提出議案
日 程
第 1. 会議録署名議員の指名
第 2. 議案第56号 平成19年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について(質疑)

- 第 3 . 議案第 5 7 号 平成 1 9 年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について (質疑)
- 第 4 . 議案第 5 8 号 平成 1 9 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について (質疑)
- 第 5 . 議案第 5 9 号 平成 1 9 年度玉城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について (質疑)
- 第 6 . 議案第 6 0 号 平成 1 9 年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について (質疑)
- 第 7 . 議案第 6 1 号 平成 1 9 年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について (質疑)
- 第 8 . 議案第 6 2 号 平成 1 9 年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について (質疑)
- 第 9 . 議案第 6 3 号 平成 1 9 年度玉城町病院事業会計決算の認定について (質疑)
- 第 1 0 . 議案第 6 4 号 平成 1 9 年度玉城町水道事業会計決算の認定について (質疑)
- 第 1 1 . 議案第 6 5 号 平成 1 9 年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定について (質疑)
- 第 1 2 . 議案第 6 6 号 平成 1 9 年度玉城町下水道事業会計決算の認定について (質疑)
- 第 1 3 . 議案第 6 7 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について (質疑)
- 第 1 4 . 議案第 6 8 号 玉城町職員定数条例の一部改正について (質疑)
- 第 1 5 . 議案第 6 9 号 玉城町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について (質疑)
- 第 1 6 . 議案第 7 0 号 度会土地開発公社定款の変更について (質疑)
- 第 1 7 . 議案第 7 1 号 平成 2 0 年度玉城町一般会計補正予算 (第 3 号) (質疑)
- 第 1 8 . 議案第 7 2 号 平成 2 0 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) (質疑)
- 第 1 9 . 議案第 7 3 号 平成 2 0 年度玉城町老人保健特別会計補正予算 (第 2 号) (質疑)
- 第 2 0 . 議案第 7 4 号 平成 2 0 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) (質疑)
- 第 2 1 . 議案第 7 5 号 平成 2 0 年度玉城町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) (質疑)

第22．議案第76号 平成20年度玉城町水道事業会計補正予算(第1号)
(質疑)

第23．議案第77号 平成20年度玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)
(質疑)

(午前9時 開会)

議長(小林一則君)只今の出席議員数は14名で定足数に達しております。
よって平成20年第5回玉城町議会定例会第3日目の会議を開会します。
本日の議事日程は、お手許に配布のとおりであります。

議長(小林一則君)日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議
録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において
13番 前川隆夫君 14番 中野勇君
の2名を指名致します。

議長(小林一則君)これより、日程第2．議案第56号 平成19年度玉城町
一般会計歳入歳出決算の認定についてないし、日程第12．議案第66号
平成19年度玉城町下水道事業会計決算の認定についてを一括議題と致しま
す。これより、質疑を行います。各議案の質疑につきましては、後日、予
算決算常任委員会で詳細な審査を行う予定でありますので、ここでの質疑は
町長の提案理由の範囲内を対象に行いたいと思います。これにご異議ありま
せんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって質疑は一括上程されました、議案第56号
ないし、議案第66号についての町長の提案理由の説明範囲を対象と致しま
す。質疑を行います。発言を許します。4番 高木市郎君

4番(高木市郎君)町長の説明範囲ということで範囲が大変難しいでありま
すが、財政の状況ということについて決算の総括的なことで質問させて頂き
ます。昨日は、一般質問ということで1日論議をされたわけですが、最後に
山本議員の方から町の行財政はどうなっているのか。と質問がありました。
町長はこのような仕事も、事業もやった基金にも積んだと、結果の決算書は
まあまあ良好であったと。というような説明であったとっております。又、
監査委員の方からも良好であるというような意見書ではなかったと私は認
識しております。しかし、私としてはこの財政の状況について質問したい
と思います。2点と国保の関係で質問させて顶きます。町の財政状況を示す

指標というのは10以上あるかと思います。しかしその中で、財政力指数、経常収支比率それに公債比率というのがよく出ている3つのおおきな指標であろうかというふうに思います。経常収支比率ということについて先ずお尋ねをしたいと思いますが、これは多くの方がご承知のように決まって入ってくる金、町税、地方交付税、それに対して決まって出ていく金、人件費、公債費、いわゆる借金返済、それに社会補償的な扶助費、この3つの割合はどうだろうか。ということの比率の数字であるわけで、これを推計的に見ますと、10年程前は60台数字であったのが、70・80・90と右上がりになり上昇してきている。これは良くない現象でありまして、18年度の決算については100を超えてしまったとこういう実情であったかと思います。しかし19年度の決算におきましては、76.7非常に望ましい形の数字であったと結ぶことができたということで、私もそれについては特段申し上げることは無いわけですが、しかしこの経常収支比率というのは低く安定しているのが望ましいわけで、これが100を超えたり70に落ちたりこういう大きなぶれがあるということは、私は好ましいことではないと思うわけですが、どうしてこのように大きくぶれているのかこの辺についてその理由を、これは解明されていると思いますがそのことについて説明を頂きたいと思えます。

議長（小林一則君）政策財政担当課長補佐 中村元紀君

政策財政担当課長補佐（中村元紀君）経常収支比率でございますが、玉城町の場合特殊な要因がございます、他の市町とは若干異なる所がございます。といいますのは、玉城町の場合法人の税収がかなり変動しておりまして、それに伴いまして、経常比率は当然法人税等が上がれば一般財源は増える格好になりますので、その関係で玉城の場合数少ない企業で、全般的流れとは若干相反するところがございまして、その関係がございまして、経常収支比率が上がったり下がったりする部分が出てまいります。その部分につきまして交付税の方で調整がされておるわけですが、反映されますのが翌年度になりますので18年度の税収が落ち込みにつきましては、19年度に反映をされておることになりまして、19年度につきましては76.7ということで、18年度は100.7ということでこのあたりの中間あたりを取っていただくと玉城町の平均した場合の経常比率ではないかというふうな考え方を持っております。

議長（小林一則君）4番 高木市郎君

4番（高木市郎君）当庁の場合は、事業法人税によって左右されるのが大きいじゃないかということの説明された訳でございます。しかし、企業の業績は景気によって大きく左右される。これが18年度の事例だと思えますが、

今年に至ってもちょっと税金を納めすぎたので返してもらうということで、6月議会に補正があったかと思いますが、景気が20年度どうなるかこれも不安定なところもあるわけで、企業の業績というにはたえず簡単に動いてしまうと、これによって町財政が大きく左右されるということは、私は好ましい形でない。やはりこれを安定した形にもっていかなければならんというふうに思います。それで、予算をたてる時にこれを頭においてということは、経常収支比率は結果であるわけだからそういうことは難しいかも知れませんが、私は経常収支比率というのは90以上を超えてはいけない。超えないように絶対超えないように一つ計画を立ててほしいと思うわけですが、これは地方交付税の算定台帳で決まってくるわけですが、これをその中に入れて計算するという事は、大変難しいしそういうことを入れて計算することはできないと思いますが、町長の頭の中、又は財政担当の人は経常収支比率90は絶対超えないという。所謂税金がたくさん入った時には基金に回すと法人税が沢山入った時はもう基金に回すと、常時半分ぐらい入るんだという想定の中の計算で私は進めてほしいとこういうふうに経常収支比率についてはできないものと質問するわけでありませう。次に、財政力指数というものがあつて、これはどんどん右上がりになってきて、0.6から0.8まで1というのが望ましいというのが皆さんご存じですが、かなり高い数値になってきて玉城町はいい町、豊かな町といわれているのは財政力指数があるからで、高くなってきているからということに他ならんと思いますが、この財政力指数というのは町が運営する経費に対して町税がどれだけ入っているかということの比率であらうかと思いますが、従つて町税の低い町、高齢化の町、人口の増加しない町、工場のない町これは町税が少ないわけですから当然低い。近隣にもそういう町があるわけですから、玉城町はその逆といつてますか上昇しているわけですから、そうするとそういう状況の中にあつてそれじゃ財政力の低い町と高い町的生活レベルはどうなんだろうか、と思つた時にそんなにかわらないのではと私は思つてます。そうすると財政力を高めるということは、これはどういうメリットがあるのかということになります。これは財政力が低くければ地方交付税がそこを埋めて日常の生活は変わらないレベルにするということは皆さんご承知に通りでございますが、それでは高い町のメリットは何か。と考へた時にこれは自主財源の25%が入る。玉城町の自主財源は15億から20億あるわけですから毎年3億から4億の自主財源自由に使えるお金、玉城町さん頑張つてくれたのでご褒美というような、所謂余裕金が毎年3億4億もあるのではないかと、そういう財源があるにもかかわらず生活レベルがかわらない。これはどういうことなのか、そのことについて財政担当の方はどのように考へているのか。本当に自主財源が高くなる

ことについて玉城町は財政豊かな町になっているのか。その辺のことについてお尋ね致します。

議長（小林一則君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）財政運営の在り方や、それから財政の健全などを表す経常収支比率或は財政力指数についての考えであります。財政担当申し上げましたように玉城町は、大企業が立地をしておりますことの影響が非常に大きくて翌年度にその交付税の算定等によりますところの基礎によって経常収支比率が大きく変動するというところでございまして、昨年度町始まって以来の最大のこの法人、税景気状況がよくなって収入を得たということもありまして、大変なこの経常収支比率には変動致しておりますけれども、全体のその経常費用と申しますか、経常経費につきましてはご承知いただいておりますように、集中改革プラン等によりましてできるだけコスト削減をしながら財政運営を確実に努力しておる状況には変わりございません。その自治体によって財政力指数或は経常収支比率でいろんな差があっても行政サービスは変わらないのと違うかというお尋ねですが、私はこれはずいぶん変わっているのではないかと考えています。これはもう伝統的に玉城町は教育や福祉に力を入れて頂いてきたということでもありますから、もう簡単にご承知いただきましても、たとえばとなりの町では最近まで学校給食はしていなかったとか、或は学校のプールさえなかったとか、いろんな子育て支援策が講じられていなかったとか、或は町立病院の経営をしながら住民の皆様方の医療保険を守るための町立病院の運営ができておるとか、そういうふうなことはずいぶんその周りの自治体とはサービス状況は違うのではないかと考えております。以上です。

議長（小林一則君）4番 高木市郎君

4番（高木市郎君）町長のおっしゃることも分かりますが、町民の皆さんは果たしてそのように感じておるかどうか、情報はそのように受けておるのかどうか、それよりも施設の使用料を上げるとか、目に見えやすいことを財政力がいいということなのになんで上げるのかと単純に思うわけで、その辺の今町長がおっしゃった様な、当然されたようなことを住民に皆さんが工場誘致、或は収納に努力してくれているのだと、自主財源の高めるために努力してくれている成果だと言うものがやっぱり見えなくてはいかんと、私は思っております。それからもう1点、健康保険国保の関係でお尋ねしたいと思っておりますが、国保会計は2千万ほどの赤字になった訳でございまして。これがどういう理由で赤字財政になったのかその点についてご説明頂きたいと思っております。

議長（小林一則君）生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長（林裕紀君）赤字になった要因は当初予定しておった医療費の

歳出、医療費総額に対して保険料を頂くわけですが、予定しておいた医療費が大幅に増えたという事が要因であると考えます。

議長（小林一則君）4番 高木市郎君

4番（高木市郎君）計算が狂ったというふうなお話でございました。しかし私はある資料で見ました。玉城町の国保のいわゆる歳出は療養費というのは特に老人にかけては29市町の中でも一番低い、一番使っていない。使っている費用というのは割と29の中で4番目ではないかというふうで、保険料は中の下ぐらいの位置で収納、療養費として支給されている額は少ないと玉城町は少ない。割りと病院にかかっていないというのか、数字的にはそういう形になっておるわけであっても、こういうふうの結果不足してくるということにつきましては、この結果が今年の7月の第4期の国民健康保険で値上げがあった訳で私は個人的にも1万以上の値上げがあった。後期高齢者が別会計になったにもかかわらずすごく値上げされている。という結果です。これは個人的なことで申し訳ありません。こういうことになってきますと国保会計というのは、一般会計と違って景気が良くなれば法人税が入って儲かって消えるよ、というようなものではない。もうだんだん治療費は療養費これは増高してきている。そして入るお金は固定している。もうこうなると毎年赤字になってくるという可能性があるのではないかと、そうすると毎年値上げをしなければならんということになると私は大変ではないかと、やはり抜本的な何かを考えなければいけないとこれは大変なことになる。これは監査委員さんの意見書にもあるように私はそういうふうに思います。その点についてご回答はいただきますでしょうか。

議長（小林一則君）生活福祉課長 林 裕紀君

生活福祉課長（林裕紀君）ご質問の要旨の中におそらく一人当たりの医療費が低いのに、保険料がその分の割には高いじゃないかという趣旨があったわけですが、玉城町国保としましては、やはりまず、法定外繰入を行っていないということがありますから、他の29市町ではいくつかの町で一般会計から法定外繰入をしておる。そうならば当然一人当たりの保険料は少なくなるというのが1点。それともう一つは、玉城町は保険事業に力を入れておられて19年度の資料は持ち合わせておりませんが、18年度ベースでたしか県下で3番目ぐらいに一人当たりの保険事業になっていると認識を持っています。従いまして、歳出予算が多少保険料に反映をしているかということもありうる、ただこの保険事業につきましては、玉城町には玉城国保病院ということで玉城病院がありますので、こちらで人間ドッグをいままで進めてまいりました。この人間ドッグは確かに保険事業の中に大きな予算を占めてございます。ただ20年度からは、ご存知の通り特定検診が始まりまして、基本

的に被保険者全員の方に受けて頂くとなれば、この費用がかなり 20 年度にも歳出予算の中に負担がかかる。又それと同じように 18 年・19 年と同じように人間ドッグも並行してやっておりますので、このまま同じような事業を展開していくと、やはり同じように保険料には反映するかと思いますので、21 年度以降は又、人間ドッグも一つの見直しをしなければというふうには考えております。

議長（小林一則君）他に、ありませんか。5 番 鈴木加奈子さん

5 番（鈴木加奈子さん）先程、経常収支比率が高いというお話であったわけですが、私はそういう質問がまいりますととかく住民のサービスが、消られる方向に行くのではないかとということをお心配致しますので、町長にお伺いしておきたいと思いますが、私ここに過去 23 年間のデータを持っているわけですが、その中で経常収支比率が 100 を超えたのは平成 18 年度が 100.7 後は相当低いわけでありまして、先程も当局からの答弁もありましたが経常収支比率を抑えよというような姿での質問がありましたので、今後のことを心配しましたので、念を押して伺っておきたいと思っております。住民税が引き上げになっても所得税が下がったのだからプラス・マイナス一緒だというふうの説明があったのですが、事実はそうではなかったということが明らかになってきておまして、格別高齢者にとっては負担が増す昨今でございます。住民税の引き上げ、そして後期高齢者医療制度が始まりその負担減税の関係では定率減税が廃止になったり、年金の控除額が引き下げられたり、それから老年者控除も廃止になりました。ということで低所得者或は高齢者に格別その鋒先がいったなということを感じています。こういう住民税の変更というのは、税源の移譲ということで地方に税金を回すということの意味合いがあつてなされたことだと思っておりますが、果たしてこの 19 年度におきましては、どのようになったのかということとか、それから町長の話の中に、京セラミタ周辺の町道幹線道路網整備というふうにあるわけですが、あれは果たして幹線路というのかどうか、あれは京セラミタ工場の正門を移動するためにあそこに大きな道をつけ、歩道も付けたということではなかったのかとこのように思うわけですが、しかもこれは工場誘致という名目でおかれたものでございました。今 19 年度の決算でございますが、18 年度と 19 年度 2 ヶ年に亘りまして 当初は 3 億 3 千万越えておりましたが、工事終了の結果 3 億 3 千万円になったと思っておりますが、さりとてこれは大変な金額でございます。3 億円という金額は法人税収の 19 年度は確かに 7 億円ありました。でも 18 年度は、5 億 5 千万です。失礼いたしました。今申しあげましたのはこれは個人住民税でございます。法人税につきましては、ほぼ全部ほとんどの年度におきまして個人住民税よりも、法人税の方が低いわけでありまして、そして

法人税収は 18 年度におきましては、3 億 1 千 400 万円でこの時に、この全ての法人の税収を超えるところの 3 億 3 千万という計画を作ったというところに大変問題があると思います。工場誘致だというふうに言われましたけれどもこの間も京セラミタに視察に行っただけでまいりました時の、説明にいきますとそこに果たして、町民の方が沢山採用されたのかどうなのか、そういうことも約束されてないと、以前にご答弁をいただいた事がありますが玉城町の人は 10%だということも伺いまして、これは大変なことだと玉城の人が 37 人その人に向けて 3 億 3 千万円をつぎこんだということになるのかと、このような思いが致します。また別の場面では町長は、京セラミタに従業員が増えますといわれましたが、それは何と玉城町から採用する。数 10 名採用されますという話だったらこれは聞ける話ですが、よそから連れてくるというだけのものでもございました。何しろこの玉城町に住んでいらっしゃる方が力をつけるためには、この企業に採用させるというこういうことが大事だと思っております。そういう点で歳出とそして企業誘致のこの費用の関係、又町民の力をつける為の施策そういった面について、伺っておきたいと思っております。玉城町は農業が基盤産業でもございます。農業者は今本当に大変なところにあります。世代交代ができない先の見通しが無いために世代交代するということができない。こんな現状にあるわけでもございます。それでも地元就職ができればこの農業を続けていけると。この際は総括質問ということになるかと思っておりますので、質疑を致しております。住民の力をつけるということに力をつくすべきと思っておりますのでご答弁をお願い致します。

議長（小林一則君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）鈴木議員としての考え方は、もう以前からお変わらないわけではありますが、玉城町をとりまく状況がどういうふうになっていて町としてどうして行かなくてはいけないかということ、皆さんきちっと考えて頂いてそしてそれに基づいてご審議いただいて町政運営をさせて頂いているということでもございます。平成の合併のいろんな論議があつて町として自立でやっていかなくてはいかんとなつておるわけで、それやったらどうしていくのか。今までの住民の皆さん方の行政サービスがもう維持できない。北海道の大きな市でもそうありますが、そういうふうなことでほとんどの自治体が困っている中で、今までの住民サービスを何としても維持していくために努力をしていかなくてはいかんということでもありますから、そのために企業の立地、或は拡張なり町としてできることは精いっぱいやっていくと、しかしそれは地域の皆さん方の具体的な交通安全対策等、支障があつてはいかぬ。或は提供をして頂いている周辺の皆さん方のご要望に答えやないか。こういうふうなことで応えてきたわけでもありますからそういうふうなこと

を正しく、考え方が食い違っておりますからそれは無理だと思いますが、そんな中でご理解を頂いているんな事業に取組まさせて頂いておるとこのこととでございます。行財政運営の中では当然そんな中にありまして教育や福祉これは努めてきめ細かいいろいろな施策を講じたいと思っているわけでありまして、しかし今までの中でも無駄な部分は極力削減をしていくという努力は常にいると思っております。又いろいろな職員はじめ住民の皆さん方の協力によって町政運営に対しての知恵、或は工夫をしながら、より住民の皆さん方が参加して頂く中で町を盛り上げていかななくてはとこのことになっておりますので、私のそうした考え方を申しあげさせていただきます。ただ、国の三位一体改革でいろいろな交付税、或は補助金、税源移譲というふうな形のかなりの期待をいたしておりましたが、現実はそのことに至っておらないということとでございます、全国の各自治体は大変財政運営は苦労しておるのが現状でございます。以上でございます。

議長(小林一則君) 3番 山本静一君

3番(山本静一君)今、たびたびと企業誘致の関係で、討論されておりますけれども、町長大きな視野で企業誘致に支出をお願いしたいということです。今見てみますと、亀山の誘致に対しまして県が11億。亀山市が50億ですか140億をだしております。だから今、亀山は県下で4つの不交付団体です。だからそういうふうな企業誘致で大きな市財政に貢献していると思っております。三重県がそういうふうな大きな工業誘致を支出したおかげで各県が150億という工業誘致その関係で支出しております。東北とか九州が最近までトヨタモードでやったということは、そういうことが現実にかかっていると思っております。そうして近隣の多気を見ますと今は法人税が6億でございますけれどもますます増えて玉城と多気との格差ないと私は思っております。今まで私の感覚では多気よりも玉城の方が上かなと見ておりますけれどもこれからはますます多気の方が上になっていくと、そういう中で多気の町道とか国道を見てみますと大きく整備されております。それはやはりシャープの誘致に際してそういうふうな環境を整えたおかげでそういうふうなシャープが進出した、それによって地域として大きな町財政に貢献していると思っておりますので、費用はいろいろわかりませんが、そういうふうな観点で町長は取り組んで頂きたいと、あくまでもプラス・マイナスの精算でございます。1年2年で3億2億出したけれどもその後、地方の法人税が増えれば町にプラスになるわけですからそういうこととお願いしたいと思っております。

議長(小林一則君) 5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん) 途中にお人がはいりましたので、つづけさせていただきますと存じます。町長は財源を作るために企業誘致そのための資金だから考え

方が違うはというふうにいわれたわけですが、これは私の議論というもではなくって本当にきちっと定められるところであります。それは憲法の 8 章に地方自治というところがございます。町長昨日も地方自治を違えて自ら治めるといふふうに言われましたけれども、そういう読み方をされているようでは問題だなと思います。この 8 章の 92 条の中に地方自治の本旨に基づいて法律にこれを定めるとあります。この地方自治の本旨というのは団体と住民自治となっておりますが、これを受けて地方自治法が定められました。その地方自治法の第 1 条の第 2 項です。地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。ということが記されています。この憲法或は地方自治法に則って仕事をするわけでありまして。しかるにこの法人税収よりも大きな金額であります 3 億 3 千万円の投入これが未だに、まだ大丈夫であったというようなお話が飛び出してくるのは大変問題であると思います。そしてそれがために高齢者の楽しみにしておりますこの集りに、会場費用を徴収するなどということが、導入されてくるのもそういう誤った考え方の中から生まれてきているものではないかと思っております。それから多気の話だとか他県の話が出てまいりますが、町長法人税収を超えるような支出、これは非常に問題だと思っております。今後こういうことがあってはならんとこのように思いますので町長ご自身の提案説明の中にも織り込まれておりますので私はこの問題について、大事な問題だと思って集中して質問をしているところであります。なかなか考え方、お変わりにならないかもしれませんが、指摘をさせて頂いております。それからさっき申し上げましたが、経常収支比率については先ほど町長は答弁の中で、教育だとか福祉だとかきめ細かくやりますという言葉の中に、その経常収支比率を上げないという努力で「削るなよ」という意味を私は込めて申し上げましたことへの「大丈夫だよ」という意味合いのお話であったのかなと思っておりますが、私が聞き違えておりましたら改めてご答弁をお願いしたいと思います。

議長(小林一則君)他にございませんか。10 番 奥川直人君

10 番(奥川直人君)町長、昨日ご説明頂きました議案第 56 号 平成 19 年度玉城町一般会計歳入歳出決算の中で、歳入では全国に先駆けてクレジットカードによる公金収納を導入するなど収納対策に力を入れ、健全な財政運営に努力をしてまいりました。というふうな説明がございました。それで日頃町長のお話の中にもカードを導入して、1 年たって全国各自治体からどんな取り組みをしているのかという形で見学とか視察に来られているということを伺っております。1 年間の成果について質問させて頂きたいのですが、成果というのは、有形な成果と無形な成果と二つ僕はあると思っておりますし対効果というも

のもありますし、収納で金額が18年に比べて19年は良くなったというもの、それとたぶんサービス面もあるのかなと、払いやすさというものもあるのですが、その辺についてお答えを頂きたいと思います。

議長(小林一則君)町長 辻村修一君

町長(辻村修一君)今、ご質問頂いておりますことは、具体的な中身はそれぞれ担当課から回答申し上げますが、先日も申し上げましたが総務省のほうでは、このクレジットカードによるところの公金収納が玉城方式という名前が名付けられて全国各地で検討がなされているということでございまして、千代田区、或は新宿区等大きな大都市の各地域からお越しを頂いて職員が玉城の取り組みの説明をさせて頂いているという、今奥川議員が質問のように直接経費の面での効果、或は歳出面での効果というふうなものがあるわけですが、しかし1年だけで特別な効果が表れているというふうなことはありませんけれども、考え方といたしましてはこうした一つひとつの住民サービス或は、監査の方からもご意見を頂きますような、なんと言いましても自主財源の確保に努めていくというような考え方を通してまいりたいと、やはりよく申し上げておりますが、はるかに玉城町よりも財政状況のいい自治体がそうした自主財源の確保に期間を以って玉城町へ訪ねて来て頂いておるのではないかなと認識をしておるわけでございます。後、それぞれ担当から報告を申し上げます。

議長(小林一則君)税務住民課長 松田幸一君

税務住民課長(松田幸一君)クレジット収納につきまして、平成19年度から実施をさせて頂いたところでございますが、1年間で487件1616税目ということで加入がございました。あくまでもクレジット収納につきましては納税者の皆さんのチャンネル確保すること、数多くの納税チャンスを確保するという意味から適用させて頂いております。この中で、収納額におきましては7千607件1億27万9千270円となっております。この中で町税におきましては軽自動車税が110件73万4千400円又、固定資産税におきましては、957件2千19万6千800円となっております。町県民税におきましては569件3千461万6千810円となった次第でございます。以上です。

議長(小林一則君)10番 奥川直人君

10番(奥川直人君)先程お聞きしたのは件数であって、ようは結果としては収納率を上げるということが本来の目的であって、その件数がこんなだと私は聞いているのではないのです。それで収納の金額は18年度・19年度変わったのですかということ聞いていますので、ようは収入未済額これとイコールなのかなと、私まだ1年たちませんでわかりませんがこれが変わってきて初めてその成果という形になるのかなと考えますが、如何でしょうか。

議長（小林一則君）政策財政担当課長補佐 中村元紀君

政策財政担当課長補佐(中村元紀君)奥川議員おっしゃいますように成果がどうなったかということで、これにつきましては詳細な分析、クレジットカードに対しての取り組みの内容と言いますか期待する効果的な部分を述べさせて頂いてご理解頂きたいと思いますが、1点目に、先ほども申しましたように収納チャンネルの多様化ということで、収納機会の拡大がございます。後、クレジットカードにつきましては、立て替え払いということになりますのでその時、手持ちの金額なくても支払いができる。尚且つ、クレジットカードにつきましては来月いくら引き落とすという事前の通知がそれぞれの納税者の方へ届きますのでそういう部分で資金の手当てがして頂きやすいという部分の効果もでございます。それともし未納が発生した場合につきましては、町職員の方から連絡等行い督促状の発送の手間が発生してまいります。そういうふうにつきましてはクレジットカードにして頂きますと一切未納が発生致しませんのでそういう部分の削減の効果を狙った格好で、クレジットカードの導入をさせて頂いたというところでございます。手数料的には約1億からの収納でございましたら、100万の費用が発生しております。それによりまして職員がどれだけ時間が短縮できるかと、いうふうな部分につきましては、詳細の確認はしておりませんが相当の効果はあったのではないかといいように踏んでおります。因みにクレジットの効果だけではございませんが収納率を見て頂きますと昨年度よりも4ポイント程度向上をしております。以上でございます。

議長(小林一則君)10番 奥川直人君

10番(奥川直人君)収納率というのは、この決算書に出てます収納未済額これがよくなるかといけないということには相反した形で、判断できないのでしょうか。それがよくわからないのですが、この額が少なくなれば効果があったという客観的な見方ができないのでしょうか。

議長(小林一則君)総務課長 中郷徹君

総務課長(中郷徹君)先程、課長補佐申し上げました収納率につきましては、奥川議員おっしゃって頂きます内容につきましては、全く同じことを指しておるものでございまして、収納率と言いますのは調定額に対します収入済み額の割合を指しておるところでございます。奥川議員は今、額でおっしゃっておる、こちらは率でお答えをいたしておる、こういったことでございまして、よろしくお願いを申し上げます。

議長(小林一則君)11番 野口繁君

11番(野口繁君)先だつての説明の2ページの中に記入して頂いております、学校空調設備の問題と京セラミタ周辺の問題についてお尋ね致したいと思

ます。昨日も田丸保育所で設計変更なる増額の補正が通過したわけですが、この外城田小学校の空調設計業務、又有田とか残された学校があるわけですが、当初からその設計の中に職員室も入れてあるのかどうかをお尋ね致します。それと又京セラの問題ですが18年の10月27日に京セラへお邪魔いたしましたところが、玉城町の従業員は13%で63人来てもらっていますと、先だってお邪魔いたしましたところわずか37人という数字で全く私は、気抜けしたわけですが、この道路の拡張につきまして私は、町長に10月27日に63人も雇用してもらっているのでこれはだいぶ増えると期待して町長に雇用の方を京セラにお願いをしたいという申し入れのもとで私は賛成したわけですが、現実には全くちがうということでございます。そこでなかなか厳しい会社運営でございますが、京セラミタに対しまして町長は従業員採用についてどういう申し入れをするのか。2点につきお願い致します。

議長(小林一則君)町長 辻村修一君

町長(辻村修一君)学校の空調整備関係につきましては教育委員会の方からお答えを申し上げますが、京セラミタの就職のお話でございます。このことにつきまして直接議員も京セラミタのいろんな工場の見学会等もご視察いただいておりますが、従来のプリンターの製造の工程からトナーを専用の形の生産工程を取り組みたいということで、すでに新しい拡張のところに生産工場を建設して稼働しておるという状況でございます。ただそういった工場内部の生産の内容の変更から若干従来よりは従業員は減っているということでございますけれども、特に技術部門につきましては大阪の方から約60名ほど充実をしたいという考え方をもっていておるということで、町内の雇用は京セラミタさんだけではなくてせっかく大企業が立地をして頂いておりますから、できるだけ町内の方を優先して雇用をして頂きたいという申し入れはそれぞれにお願いをしておるということでございます。しかし、ご承知のように今日本の景気、世界の景気もそうですが全体に厳しい状況にございまして、特にいろんな申し入れも保護者の方からも私の方へもありますが、非常に厳しくってなかなか学校の推薦割り当てが商業課程或は工業課程学校に対して一人という位の程度でしか割り当てがないという現実がございまして、本当に今の経済状況で若い方々の就職について苦労しているのが現実でございます。そんなことでありますけれどもできるだけ早い機会に、これはなかなか企業はそれなりに努力はして頂いておりますけれども、景気が回復して雇用を頂くような働きがけは常に申し上げていきたいと思っております。以上でございます。

議長(小林一則君)教育委員会事務局長 辻誠君

教育委員会事務局長(辻誠君)もう 1 点お尋ねの外城田小学校の空調防音工事につきましては、年次計画とおり当初からお願いを致しておりましたので、ご理解頂きたいと思います。

議長(小林一則君) 1 1 番 野口繁君

1 1 番(野口繁君)町長に再度お尋ねする訳でございますが、法人税というのはすごく増減があると思います。玉城町に安定して入ってくるのは固定資産税だけ、そこで町長、京セラ、松下など松阪市へむいて住んでいる従業員が多いですよ。そこで法人税は増減はあるけれども、給料に対しましては増減はないと思いますので、そういう方々を玉城町の中へ住んでもらえるような制度が取れないかどうかお聞かせ願いたいと思います。

議長(小林一則君)町長 辻村修一君

町長(辻村修一君)ご承知のように、住民税安定的な財源だというふうにおっしゃるとおりでございます。従って考え方は申し上げておりますようにできるだけ定住政策、人が住んで頂くことによって財源の安定的な確保ができることは当然のことで、しかし、なかなかこれは個人のそれぞれ住む方々の地域を選ぶという中で、やはりお聞かせを頂きますと働くところと住むところは同じだといろんな面で支障があるというふうな少しは離れた所に住居を構えたいというふうなお考えも聞いたり致しております。玉城で働く方が隣の町で住んで見える、或はまた、隣の町で働いている方が玉城に住んで頂くというふうな形でこの地域全体が発展していく形ですることが大事ではないかと思っております。

議長(小林一則君) 1 1 番 野口 繁君

1 1 番(野口繁君)玉城に工場があるために、周辺の町が潤うということですが、町長、真剣に考えてください。

議長(小林一則君)他に、質疑はございませんか。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。これをもって一括上程されました。議案第 5 6 号ないし、議案第 6 6 号についての、町長の提案理由に対する質疑を終結致します。ここで 1 0 分間休憩いたします。

(午前 9 時 5 8 分 休憩)

(午前 1 0 時 1 0 分 再開)

議長(小林一則君)再開致します。休憩前に引き続き質疑を続けます。次に、日程第 1 3 . 議案第 6 7 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題と致します。

直ちに、質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。これを以って議案第67号に対する質疑を終結致します。

議長(小林一則君)次に、日程第14、議案第68号 玉城町職員定数条例の一部改正についてを議題と致します。

直ちに、質疑を行います。発言を許します。5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん)この68号の職員定数条例ですが、これは病院に関わります職員の定数を増やすということで、お示しを頂きました。その人数は今のところ正採用ではなく臨時で賄っている。けれども安定した正採用でないと安定的に病院で働いて頂けない。サービスも心配になるということでお示しを頂いているのだと思いました。そこで伺いたいのです。今、全国的にお医者さんとか看護師さんの不足が言われております。そんな中で日本看護協会の会長さんからの提言もございまして、それは時間が短くても正採用にする。その場合にはたとえば、契約が8時間労働の内4時間であれば半額にももちろんなるわけですが、そういう設定をするということだそうですが、時間が短くても正採用としていくというそういう方向でしないとなかなか今、家庭に戻ってしまわれた方をもう一度現場に戻して頂いて仕事をってもらうということは難しいというような提言があるわけですが、こういったことも条例を変えないことには、それはなし得ないことではあります。そういったことも含めてお考えになっているのでしょうか。それからもう1点は、現在パート或は、嘱託所謂賃金労働者として働いている職員の方々、この方の採用をどうするのか。新採につきましたはもうすっかり改めて、若い方を入れるのだという考えなのか。どうなのか。それから相当な人数を一挙に増やすのかなというふうに思いながら、見せて頂いていますが、この増員につきましたは、どの程度の間隔をおいてこれから毎年一人ずつ増やすのだとか、或は、来年度にはきちんとこの人数を確保するのだとおっしゃるのか、そういったことについて何点かに亘りましてお伺い致しましたが、ご答弁をお願い致します。

議長(小林一則君)病院老健事務局長 田間宏紀君

病院老健事務局長(田間宏紀君)今回、提案を致しております職員定数の条例改正につきましたは、町長提案説明の中で申し上げましたとおり法定の人員数を現在の条例定数に割っておるといふところから法定の人員数に合わせるための条例改正というふうなところがまず主眼となっております。その中でやはり医師、看護師不足という、又介護員につきましたも確保が厳しいという中でより優秀な人材を確保していきたいというふうなことから、提案

を申しあげております。ですのでこの定数に基づきまして即正規採用で全てというふうな部分ではなしに、現在におきます嘱託の職員につきましても役場の嘱託職員とは若干給与体系につきましても違っておりました嘱託職員につきましては病院なり又老健で直接常勤雇用として採用するというふうなことから、公務員の給料表を適用した給与体系にしてございます。ですので、常勤の職員というふうな取扱いを現在行っておるところでございます。そしてまた質問にもありました。パートと言いますか短期間の時間雇用ということにつきましても、家庭のお子様の関係からどうしても午前中とか言うふうな部分がございます。又病院等につきましては病院事情の運営のことも考えますとやはり午前中の外来診療が忙しい時間帯そういう面からも短期間のパートといたしまして、午前中の職員というのも数名おるのは事実でございますし、これからにつきましてもそういう職員の手助けを受けながら全体のバランスを取っていききたいというふうに考えておる所でございます。又地方公務員の制度につきましては、このような形の短期時間の制度はございませんのでそれにつきましては、嘱託職員同様に常勤、又職員採用を行っていききたいというふうに考えております。今後におきます 2 点目の新採の部分でございますが、やはり専門職でございますので嘱託職員等の中で、又一定の期間を設けまして公募をした中で正規な職員採用というものを、考えていきたいというふうに考えておるところでございます。専門職員の場合につきましては非常に定型に基づく部分もございますので、正規というか地方公務員採用におきましては先々の病院運営を順次していききたいと考えておりますので、一気にすべて正規の職員というふうな形の公務員採用というふうなことは考えてございません。それと増員計画というふうなことでございますが、それも先程答弁させて頂いたとおり、この今申し上げました、提案申しあげております 24 名を全て現在の職員にプラスアルファ増員するというものではなく今看護師の中で不足をしております昨日も答弁の中で申し上げましたとおり現在病休なり又出産に伴います職員の補充というものは確実に行っていききたいと。夜勤等のローテーションを組む関係上看護師につきまして 4・5 名は確保していききたいと考えておる所でございますので、常時におきます職員数といたしましては、今回改正案の中で 77 名の定員数というふうな形にさせていただくわけですが、現在病院老健合わせます常勤職員数といたしましては 122 名という形になりますので、これにプラス 4・5 名程度の増員というふうな考え方をしているところでございます。以上でございます。

議長(小林一則君)5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん)そうしますと、定数は増やしてもそんなに沢山の方を採用するわけでもないというお話を聞きますと、じゃ何で増やすのみたいなと

思うわけでございます。私はやはり生きがいを持って、責任を持って働いて頂くためにはパート或は臨時ではなくて、正採用として働いて頂きたい。それが地域の住民、患者のためでもあり病院経営のためにもプラスになるのだというふうに考えておりました。ところが実際話を聞いておりますとそうでもないというようなことだとこれは、どんなに考えたらいいんだらうかと病院は増やしてほしいが町長の方でプレーキをかけているのかと、いろんなことを思い巡らせてしまうわけでございますが、町長の方からも伺いたいと思います。もう一つは、この採用に当たりまして玉城町からは噂話としてはありますけれども、表ざたにはなっていない採用の影の問題でございまして、教育委員会の関係でよその県では大変問題になったところがあります。そういうところは、次の採用試験についてはきちっとテストの問題も明らかにし点数配分もはっきりと公開をすると、もちろん個人の点数は言わないでしょうけど、問題を明示し点数配分も明らかにするというようなこともありましたけれども、町長採用についての新たなそういった皆さんに透明度の高いようなやり方でやるという方針はございませんでしょうかお伺い致します。

議長(小林一則君)町長 辻村修一君

町長(辻村修一君)やはり議会の議員さんの言動というのは、住民の皆さんが注目をされておりますし、きちっとしたその真実を述べていただかないと噂話で不正があるとかないとかそんなたわいもないような発言をしてもらおうと困ります。特に情報の公開は町としてもこれは精神的にも取り組んできた経緯もありますし、すでに職員採用等の中でもすべて受験された方々の点数等は公開しておりますしそして、三重県下統一の採用試験をクリアして頂いてという形になっておりますのでそうしたことは一切行われておりませんし、そういった発言は慎んで頂きたいと思っています。前段の病院の関係につきましては事務局長が申しあげましたように、法定数と条例等の差異があるというふうなこと、或はまた現段階での全国的にも病院の中におきましてやはり尊い命を預かるスタッフの皆さん方の勤務状況、体の健康を考えてやらなにかんというふうなことで、優秀な人材を確保していくということが大事であります。現状も説明をさして頂いておりますように大変夜勤の体系のローテーションが組みにくいという状況であります。当然そうした形での先ずは欠員の状態が起こっておりますからその補充をしていく。そしてこれは当然のことですけれどもできるだけこの病院運営財政面での支障が生じないような形の、これは当然努力もしていかななくてはいかんということでもあります。そういったことでの今回の改正、これからの早期にスタッフの方々の体制を整えてまいりたいという考え方で提案でございまして、ご理解をいただきたいと思います。

議長(小林一則君)他にありませんか。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。これを以って議案第68号に対する質疑を終結致します。

議長(小林一則君)次に、日程第15・議案第69号 玉城町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正ついてを議題と致します。

直ちに、質疑を行います。発言を許します。5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん)障害の等級1級のものということで、なっておりますが、これはただ単に県にならただけのものでありまして県内の市町におきまして2級或は、3級まで広げている市町もございます。そういった状況の中で他の障害につきましては、玉城町は4級まで福祉医療を認めていると思っておりますが、なぜ、精神障害の方たちだけはこんな差別的な1級だけしか認めないというこんな方向をとるのですか。お伺いを致します。

議長(小林一則君)生活福祉課長 林 裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君)今回の改正は、提案理由でも申し上げましたとお福祉医療費の三重県の見直しに沿った形に行いたいということが前提でしたので、県が1級まで伸ばしたということで玉城町も1級まで伸ばしたということでございます。

議長(小林一則君)町長 辻村修一君

町長(辻村修一君)担当課長から申し上げた通りでございます。

議長(小林一則君)5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん)県にならただけというだけでは、先ほどの質問の答弁にはならないと思います。玉城町は身体障害者の方この精神障害者以外の障害の場合には4級まで認めていますよね。町長それはご存じだと思います。そんな中にありまして心身障害の方を障害者に改めるというふうに軸修正がされてきておりますのに、それに精神障害者の方については1級のものまでしか認めないというのは、おかしいのではないですかということを申し上げたいのです。

議長(小林一則君)町長 辻村修一君

町長(辻村修一君)特に、これがおかしいというふうには思っておりませんし、中身におきまして町として障害者の皆さん方の対策は努めて充実をしておりますつもりでございます。

議長(小林一則君)他に、ありませんか。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。これを以って議案第69号に対する質疑を終結致します。

ます。

議長(小林一則君)次に、日程第16．議案第70号 度会土地開発公社定款の変更についてを議題と致します。直ちに質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。これを以って議案第70号に対する質疑を終結致します。

議長(小林一則君)次に、日程第17．議案第71号 平成20年度玉城町一般会計補正予算(第3号)ないし、日程第23．議案第77号 平成20年度玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)を一括議題としこれより質疑を行います。各議案の質疑につきましても、後日予算決算常任委員会で詳細な審査を行う予定でありますので、ここでの質疑は町長の提案理由の範囲を対象に行います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって質疑は一括上程されました議案第71号ないし、議案第77号についての町長の提案理由の説明範囲を対象に行います。発言を許します。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。これを以って一括上程されました議案第71号ないし、議案第77号についての町長の提案理由に対する質疑を終結致します。

暫時休憩致します。

(議案付託表配付)

議長(小林一則君)再開致します。

お諮り致します。本日質疑を終了致しました議案第56号 平成19年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定についてないし、議案第66号 平成19年度玉城町下水道事業会計決算の認定についての各議案及び議案第71号 平成20年度 玉城町一般会計補正予算(第3号)ないし 議案第77号 平成20年度 玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、お手許に配布致しました議案付託表のとおり予算決算常任委員会に付託致したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって議案第56号ないし議案第66号及び議案第71号ないし議案第77号については、議案付託表のとおり予算決算常任委員会に付託することに決しました。

お諮り致します。只今付託されました議案の審査及び議事の都合により明20日から28日までの9日間休会致したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって明20日から28日までの9日間休会することに決しました。

なお、休会中に只今決定されました委員会付託の予算決算常任委員会審査をお願い致したいと思いますので、日程について事務局長から報告致させます。

(事務局長 予算決算常任委員会審査の日程を報告する)

只今、事務局長報告のとおり予算決算常任委員会審査をお願い致します。

議長(小林一則君) 以上で本日の日程は全て終了致しました。来る29日は、午前9時より本会議を開会し、委員会報告・討論・採決・追加議案の上程を行いますから、定刻までにご参集願います。

本日は、これを以って散会致します。

(午前10時33分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により、下記に署名する。

平成 年 月 日

玉城町議会議長

玉城町議会議員

玉城町議会議員